

広域避難場所「神宮外苑」にメガスタジアムを建設していいのか？

港区在勤の賛同者の方が、広域避難所に指定されている神宮外苑について、東京都、港区、新宿区、渋谷区に問い合わせた結果のレポートです。

「神宮外苑は広域避難場所である・・・自治体の見解は」

●東京都

①総務局総合防災課 防災管理課 管理係 (防災普及担当) (内線 257032)

Q「青山で働く者だが、広域避難場所の外苑に新国立ができれば避難場所はどこになるのか知りたい」

⇒電話の向こうで慌てている様子。30分、時間を欲しいといわれ、課の入り口にいく約束をする。30分後廊下の内線電話で呼び出し、面会。

A「広域避難場所についての担当部署は、都市整備局防災都市づくり課。条例に基づき指定となっている。見直しはほぼ5年ごとに行う。直近予定は、平成29(2017)年。これまでは、神宮外苑は広域避難場所となる。詳しくは港区に聞いて欲しい」

Q「港区ではいっさいわからない。都に聞けといわれた」

A「そうですか。あの土地は国の管理下なので、都もあまりいえません・・・」

Q「平成29年より前の新国立工事中に避難し、重機が倒れて怪我しても、逃げ込んだ私は、広域避難場所に避難したことになり、理は私にあることになるのか」

A「おっしゃるとおりですね。おススメはしませんが。他の広域避難場所のほうがよろしいかと」

Q「避難場所は近いことが必須条件。外苑が最も近いものは救われませんか」

A「そうですね。詳しくは区に・・・」

②環境都市づくり課 調整係

Q「お尋ねします。新国立競技場の件で、先日だされた調査項目「自主アセス」の現状と今後の予定はどうなっているのでしょうか」

A「評価会が2回開かれ、5月下旬に最終回を迎える予定であり、ここで結論が公開されます」

Q「それがでないと決定事項も今後の予定の公表もないということですね」

A「そうですね。しかし、我々は、手続き上の齟齬がないかを判断するだけで、内容にはふれません。内容については、オリンピック・パラリンピック準備委員会内での審議になります。内容は判断しません」

⇒言い換えれば、あれはあくまでも自主アセス、都環境局の当該部局は関与しないんだと主張しているようでした。

●港区

5月13日港区役所に出向きました。

窓口の若い男性は、「広域避難場所は都が監理するので、区には権限がない。何とも言えないの一点張りでした。

●渋谷区

地域防災課地域災害対策係（電話：03-3498-9408）

A「今現在、東京都から何の指示も来ていない。したがって渋谷区としてはなにもいえない。

もし避難が不可能な状況になったら区民のみなさんにはお知らせする」

⇒港区と同趣旨ですが、担当者の持ち味でしょうか、言外に「困った感」はいっぱいでした。

●新宿区

メールでの問い合わせが可能でしたので、連休前に問い合わせを入れましたら

5月15日に返信がありました。以下です。

Q 避難場所についてのお尋ね

意見内容＝神宮外苑が避難場所になっております。昼間人口も含めて広い都心の貴重な場所の認識でおります。昨今報道される新国立競技場が建設された場合、新宿区としての避難場所はどうなるのでしょうか？明治公園もなくなるそうで、心配しております。ご回答をお願い申し上げます。

A 新宿区の回答

このたびお問い合わせいただきました、明治神宮外苑地区の避難場所についてご回答します。

ご承知のとおり、現在、国立競技場と明治公園を含む明治神宮外苑地区が、避難場所として指定されています。

避難場所は、大震災時に発生する延焼火災などの危険から、避難者の生命を保護するために、必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいい、東京都が指定しています。

既存の国立競技場の解体工事が、平成26年7月から平成27年9月まで、新国立競技場の建設工事が、平成27年10月から平成31年3月まで予定されていることから、新国立競技場建設後の明治神宮外苑地区の避難場所については、必要なオープンスペースが確保できるように、東京都と協議を進めていきます。

今後も、新宿区の震災対策にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。